



改訂 令和6年1月
編集・発行 長崎市市民生活部人権男女共同参画室
電話 095-826-0026
E-mail jinkendanjo@city.nagasaki.lg.jp
印刷業者 社会福祉法人 恵風会 そよ風の里

※この冊子は障害者の自立支援のため、障害者支援施設等に発注して作成しました。

長崎市

多様な性について考えてみよう レインボーハンドブック



長崎市
人権イメージ
キャラクター
「ヒマワリさん」

長崎市市民生活部人権男女共同参画室

このハンドブックは手に取った皆さんに、性的少数者についてもっと理解を深めてほしい、知ってほしいという思いで作成しています。

もくじ

1 性の多様性について ～知っておきたい基礎知識～

LGBT理解増進法が施行されました	…01
性のあり方(セクシュアリティ)ってなに？	…02
性のあり方(セクシュアリティ)を表す表現	…02
性的少数者は生きづらさを抱えています	…04

2 私たちができること

まずは知ろう！	…05
アライ(Ally)になろう！	…05

3 長崎市パートナーシップ宣誓制度

制度の目的	…06
制度の効果	…06
利用対象者	…07
対象者の要件	…07
必要なもの	…08
手続き方法	…09
長崎市で利用できる主な行政サービス	…10
制度を利用したいと思われたかたへ	…11

4 性的少数者を理解するためのQ & A

相談窓口	… 13
------	------

性の多様性について～知っておきたい基礎知識～

最近、「LGBT」、「性的少数者」という言葉をニュースなどでよく耳にするようになり、関心が高まっています。皆さんは、どのくらい知っていますか？



「LGBT理解増進法」が施行されました



令和5年6月に、性的指向及びジェンダーアイデンティティ※の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」いわゆるLGBT理解増進法が施行されました。

【基本理念には】

「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」とこと「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別があってはならない」ことが示されています。

【国の役割】

- ・国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施
- ・指針・基本計画の策定
- ・心身の発達に応じた教育及び学習の振興
- ・知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策の策定及び実施 など

【地方公共団体の役割】

- ・国と連携し地域の実情をふまえた施策の策定及び実施
- ・心身の発達に応じた教育及び学習の振興
- ・知識の普及、相談体制の整備その他の必要な施策の策定及び実施など

【事業主等(事業主・学校)の役割】

- ・労働者や児童等の理解の増進
- ・国や地方公共団体が実施する施策への協力
- ・情報提供、研修実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備等(事業主)
- ・教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等(学校)

※ジェンダーアイデンティティ・・・自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識(法第2条第2項)
＝性自認

性のあり方(セクシュアリティ)ってなに？

性のあり方(セクシュアリティ)は、主に次の4つの要素の組み合わせによって形づくられていますが、この組み合わせは多様です。

身体的性別(身体の性)

性に関する身体づくりや身体的・生物学的特徴などを言います。

性自認(自認する性)

自分の性をどう捉えているかを指します。

性的指向(好きになる性)

恋愛感情・性的感情がどの性別に向くかを表します。

性表現(表現する性)

言葉づかい、服装、しぐさ等から見る社会的な性別をどう表現しているかを表します。必ずしも性自認と一致するとは限りません。

「性のあり方」は、これらの要素が複雑に絡み合って形成されています。

性のあり方(セクシュアリティ)を表す表現



性的少数者とは

「出生時に判定された性別と性自認が一致し、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない人々は、性的少数者(性的マイノリティ)あるいはLGBTなどと呼ばれています。

LGBTとはレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字からなる言葉です。

Ⓕ

レズビアン

(女性同性愛者)女性を恋愛感情・性的感情の対象とする女性

Ⓖ

ゲイ

(男性同性愛者)男性を恋愛感情・性的感情の対象とする男性

Ⓑ

バイセクシュアル

(両性愛者)両性を恋愛感情・性的感情の対象とする人

Ⓓ

トランスジェンダー

生まれた時の身体の性とは異なる性を自認している人

性のあり方には他にも、Q クエスチョニング(自分の性的指向や性自認がわからない、はっきりしない人)、A アセクシュアル(無性愛者)、パンセクシュアル(全性愛者)など様々な人がいます。ここに紹介している用語だけですべてを網羅できるものではありません。まずは、性のあり方は多様であることを知しましょう。

性のあり方は多種多様なだね！



他にも、性的少数者を理解するために知っておきたいことがあります。

SOGI

「性的指向」(Sexual Orientation) と「性自認」(Gender Identity) の頭文字をとった言葉で、SOGI(ソジ)と表現され、全ての人の性のあり方を人権として考えていく際に使われます。

カミングアウト

自分自身の性自認や性的指向を表明すること。

アウトティング

本人の了承なく、その人の性のあり方を他の人に暴露する行為。

- ①アウトティングはプライバシー侵害。
- ②命にかかわるおそれもある。
- ③絶対に行ってははいけません。

アウトティングは絶対だめだよ！



トピック

性的少数者の割合って？

民間企業が全国で行ったインターネット調査(対象:20~59歳の個人57,500人)では、回答者の9.7%(約10人に1人)は性的少数者であるという調査結果(※)となっています。これは、決して少ない数ではありません。

※株式会社電通グループ「LGBTQ+調査2023」

性的少数者は生きづらさを抱えています

性的少数者への理解がまだまだ進んでいないことから、当事者は社会生活上の様々な面で生きづらさを抱えています。



たとえば

—学校で—

しぐさが女みたいだと言われ、しぐさをまねされたり、笑いのネタにされた。



—病院で—

パートナーが意識不明となり入院したが、治療内容の説明を受けられず面会もできなかった。

—民間サービスで—

パートナーと一緒に住むために家を探していたが、借りることができなかった。



—進学・就職時に—

男女別の制服や髪型を指定する決まりがあるため、希望のところに進学・就職できなかった。

トピック

性同一性障害の職員のトイレ使用を制限することが違法となった事例

戸籍上は男性で、女性として東京都で暮らす性同一性障害の経済産業省職員が、職場で女性用トイレの使用を不当に制限されたとして、国に処遇改善を求めた訴訟で、令和5年7月に最高裁は「性同一性障害の職員のトイレ使用制限は違法」との判断を示しました。

2

私たちができること



まずは知ろう！

多様な性があること、性的少数者のことを正しく理解するために、まずは知ることが大切です。

当事者は子どもの頃から自身の性的指向や性自認に気づき、悩んでいます。また、日常で様々な生きづらさを抱えています。

自分の身近に性的少数者がいるかもしれないと考え、困りごとがないか、決めつけていることはないかなど、意識してみましょう。

アライ(Ally)になろう！

自分は性的少数者ではないけれど、性的少数者の人たちの活動を支持したり、理解、支援している人たちのことをアライと言います。

(Ally: 英語で協力者、味方、援助者を意味します。)

アライが一人でも増えることで、誰もがありのままの姿で社会の一員として認められる社会の実現に一歩近づくのではないのでしょうか。

私たちが できること

- ・「ふつう」や「常識」を疑うクセをつけよう
- ・性的少数者のかたは身近にいることを意識しよう
- ・LGBTの基礎知識を友人や家族と話してみよう
- ・「恋人・パートナー」などの言葉を使おう
- ・職場内の男女の区別を見直してみよう
- ・他の人の「好き」も大切にしよう など・・・



長崎市では、性的少数者のかたの生きづらさの解消につながる取組みを行っています。➡ **長崎市パートナーシップ宣誓制度**

(06ページから)

3

長崎市パートナーシップ宣誓制度

制度の目的

長崎市では、どのような性的指向や性自認であっても、ありのままの姿で社会の一員として認められるよう、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会を目指しています。

その取組みの1つとして、性的少数者のカップルが、その関係性を市長に対して宣誓した事実を証明する長崎市パートナーシップ宣誓制度を令和元年9月から開始しました。



レインボーフラッグは、性の多様性をあらわしています。

制度の効果

この制度は、法律上の婚姻とは異なるものです。そのため、相続や税制面などについて法律上の効果はありませんが、性的少数者のカップルがありのままの姿で社会の一員として認められるよう、長崎市がその関係を尊重し、社会生活上の支障を軽減しようと支援することは、性の多様性が尊重される社会の実現に向けたひとつのステップとして意義があることです。

長崎市の行政サービスで手続きが可能になるものや、民間事業者の顧客向けサービスや従業員への福利厚生面において可能となる事例も少しずつ増えてきています。制度が知られ、理解がもっと広まることで、可能な手続きが増えていくものと考えています。

トピック

企業の取組みの一例

宣誓書受領証の提示により、携帯電話の家族割や飛行機のマイルの特典利用の対象となるサービスを提供する企業もあります。

また、社員向けサービスとしては、結婚祝い金給付、結婚休暇付与等を行う事例もあります。

利用対象者

一方又は双方が性的少数者のカップルが対象です。

具体的には、戸籍上同性のカップルに限らず、カップルの中には、一方又は双方がトランスジェンダーであることにより戸籍上は異性のカップルという例もあるため、様々なケースの性的少数者のカップルが対象となります。



戸籍上 女性同士



戸籍上 男性同士



戸籍上 女性×男性



いろんなカップルがいるんだ！

対象者の要件

- ・成年であること(民法の規定により成年は18歳から)
- ・長崎市に住民登録があること(転入予定含む)
- ・独身であること
- ・宣誓者以外のかたとパートナーシップ関係でないこと
- ・宣誓者同士が直系血族又は三親等内の
傍系血族または直系姻族の関係でないこと



必要なもの

- 宣誓書
- 双方の住民票の写し
- 転入予定の方は予定住所が分かるもの
- 独身証明書または戸籍抄本
- 本人確認書類
- 氏名とあわせて通称名の使用を希望するかたは、日常生活で通称名を使用していることが確認できるもの



宣誓をすると、宣誓書の写しと受領証が発行されます。

パートナーシップ宣誓書受領証

長崎市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

長崎 太郎 様
人権 次郎 様

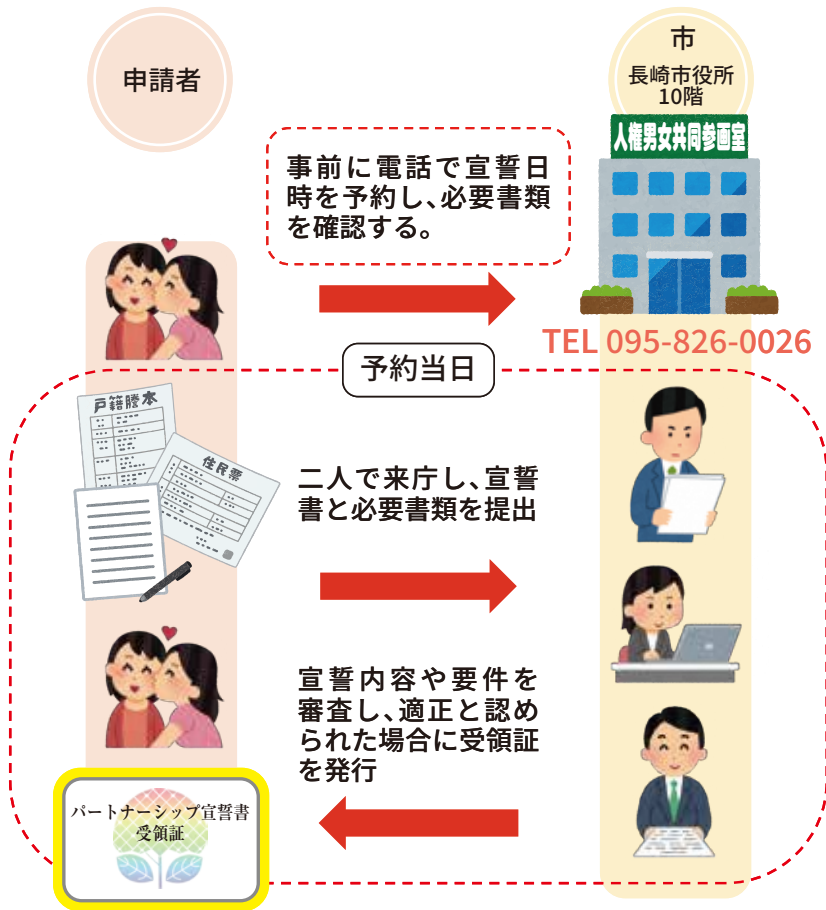
第〇-〇号
〇年〇月〇日
長崎市長〇〇



受領証はカップルそれぞれに1枚ずつ発行されるよ！

手続き方法

宣誓から受領証交付までのながれ



宣誓書受付時間 平日8:45～16:00

事前予約受付時間 平日8:45～17:30

宣誓する時は余裕をもって予約してくださいね★



長崎市で利用できる主な行政サービス

市営住宅等への入居申し込み

【市営住宅申し込みの資格】 ※すべてを満たすかた

- ・収入基準を満たしていること
- ・現に住宅に困窮していること
- ・市町村民税等に滞納がないこと 等

● 問い合わせ先 建築総務課 (TEL 095-829-1185)

【教職員住宅申し込みの資格】

長崎市立の幼稚園、小学校又は中学校に勤務し、教育委員会が特に必要があると認めるもの

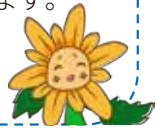
● 問い合わせ先 教育委員会学校施設課 (TEL 095-829-1192)

福祉の分野

障害者や高齢者の福祉に関するサービスについては、生活実態など条件に応じて対象となるサービスがあります。

○軽自動車税【種別割】の減免(障害者)

● 問い合わせ先 市民税課 (TEL 095-829-1133)



子育ての分野

パートナーの子どもを共に養育する場合に、対象となるサービスがあります。育児に関する各種講座についてはどなたでもご参加いただけます。

○保育所入所申込

● 問い合わせ先 幼児課 (TEL 095-829-1142)

○母子健康手帳の交付

パートナーのかたが交付に来られるときのみ受領証の提示要

● 問い合わせ先 子育てサポート課 (TEL 095-829-1255)



これらのサービスはパートナーシップ宣誓書受領証の提示が必要です。提示不要で利用できるサービスもあります。



制度を利用したいと思われたかたへ

個室で対応しますのでプライバシーは守られます。
まずはお問い合わせください！

Q1 宣誓書受領証の発行は申請後すぐにできますか？

A 添付書類がすべて揃っていて、宣誓が適当と認められる場合は即日発行できます。ただし、作成に一定の時間がかかりますのでご了承ください。

Q2 通称名は使用できますか？

A トランスジェンダーのかたなどで、日常生活において通称名を使用していることがわかるものがあれば可能です。詳細はお問い合わせください。

Q3 郵送で手続きができますか？または代理申請ができますか？

A 職員の面前でご本人が宣誓する必要がありますので、必ずお二人で来庁してください。代理申請はできません。

Q4 転入予定ですが、転入前に手続きができますか？

A 転入予定のかたは、一旦仮の受領証をお渡しします。所定の期間内に転入手続き(転入日から14日以内)を終え、住民票の写しを提出された後に正式な受領証と交換します。

Q5 費用はどのくらいかかりますか？

A 宣誓書受領証の発行に費用はかかりませんが、添付書類の戸籍抄本や住民票の発行手数料がかかります。

長崎市パートナーシップ宣誓制度を詳しく知りたい

長崎市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱や、様式、利用できる行政サービスなど、詳しくは長崎市ホームページに掲載しています。

[ホームページはこちら](#)

または [長崎市パートナーシップ宣誓制度](#) で検索



お問い合わせ 人権男女共同参画室 TEL 095-826-0026

性的少数者を理解するためのQ & A

Q1 家族、友だちから性的少数者であることを打ち明けられました(カミングアウト)。誰かに相談できますか？

A

本人はとても勇気をもって打ち明けてくれています。それは信頼の証とも言えるでしょう。「よく打ち明けてくれたね」とその気持ちを受け止めるとともに、理解していることを伝えましょう。どうしてもいかわからないとしても、本人の了承なしに他の人に言うことはアウトティングであり、決して行ってはいけません。

個人情報を言わずに相談できる機関がありますので、どうしてもいかわからないときは、相談窓口(P.13)に相談しましょう。

Q2 ホモ、オカマといった呼び方は良くないのですか？

A

ホモ、オカマの他、オネエ、オナベなどの言葉は、性的少数者の方々を嘲笑の対象として使われることが多く、本人たちはこの言葉を快く思わなかったり、傷ついていることもあります。多様な性があることを知り、それを表す言葉があることを知り、互いを尊重し合うことが大切です。(P.02、03)

トピック

その言動、セクシュアルハラスメントになるかも！

男女雇用機会均等法により、事業主にはハラスメント対策が義務化されています。職場でのホモ、オカマなどを含む言動はセクシュアルハラスメントにつながる可能性があります。

まずは、多様な性があることを知る、認め合う、そして、**アライ**になろう！

Q3 宣誓書受領証を提示されたのですが、どうすればいいですか？

A

あなたを信用して受領証を提示しているので、支援や応援をしてください。何かしてあげるといよりも、理解を示すだけで、当事者の方は安心します。

また、あなたが働く会社などで、受領証を持つ方々に提供できるサービスが何かないかなど検討してみてください。民間サービスも少しずつ増えてきています。自分たちは何ができるか、考えてみましょう。

相談窓口

長崎県人権教育啓発センター「LGBT相談デー」 **090-5939-5095**

LGBT等の性的少数者のかたやその家族、友人のかたなどからの様々な悩みについて電話相談に応じます。専門の相談員(臨床心理士)が対応します。
毎月第3土曜日 9:30~13:00

アマランス相談(一般相談) **095-826-4417**

夫婦や家族、恋人のこと、職場や地域での人間関係、セクハラ、DVなどについて、電話または面談で悩みをお聞きます。

みんなの人権110番 **0570-003-110**

人権が侵害されたと思ったら一人で悩まずに相談してください。
法務局職員又は人権擁護委員が対応します。

総合労働相談コーナー **095-801-0023**

長崎労働局が、雇用に関する相談に電話または面談で応じます。

性暴力相談支援センターサポートながさき **095-895-8856**

性暴力にあわれたLGBTのかたの相談に対応しています。

長崎県子ども・若者総合相談センター ゆめおす **095-824-6325**

子ども・若者の様々な相談に対応しています。

長崎若者サポートステーション **095-823-8248**
info@nagasaki-saposute.com

就労支援を行っています。電話やメールでの相談も受け付けています。

性的少数者の支援団体

Take it ! 虹

性の多様性に関心を抱くかたを対象とした交流会を開催しています。

公式LINE→

